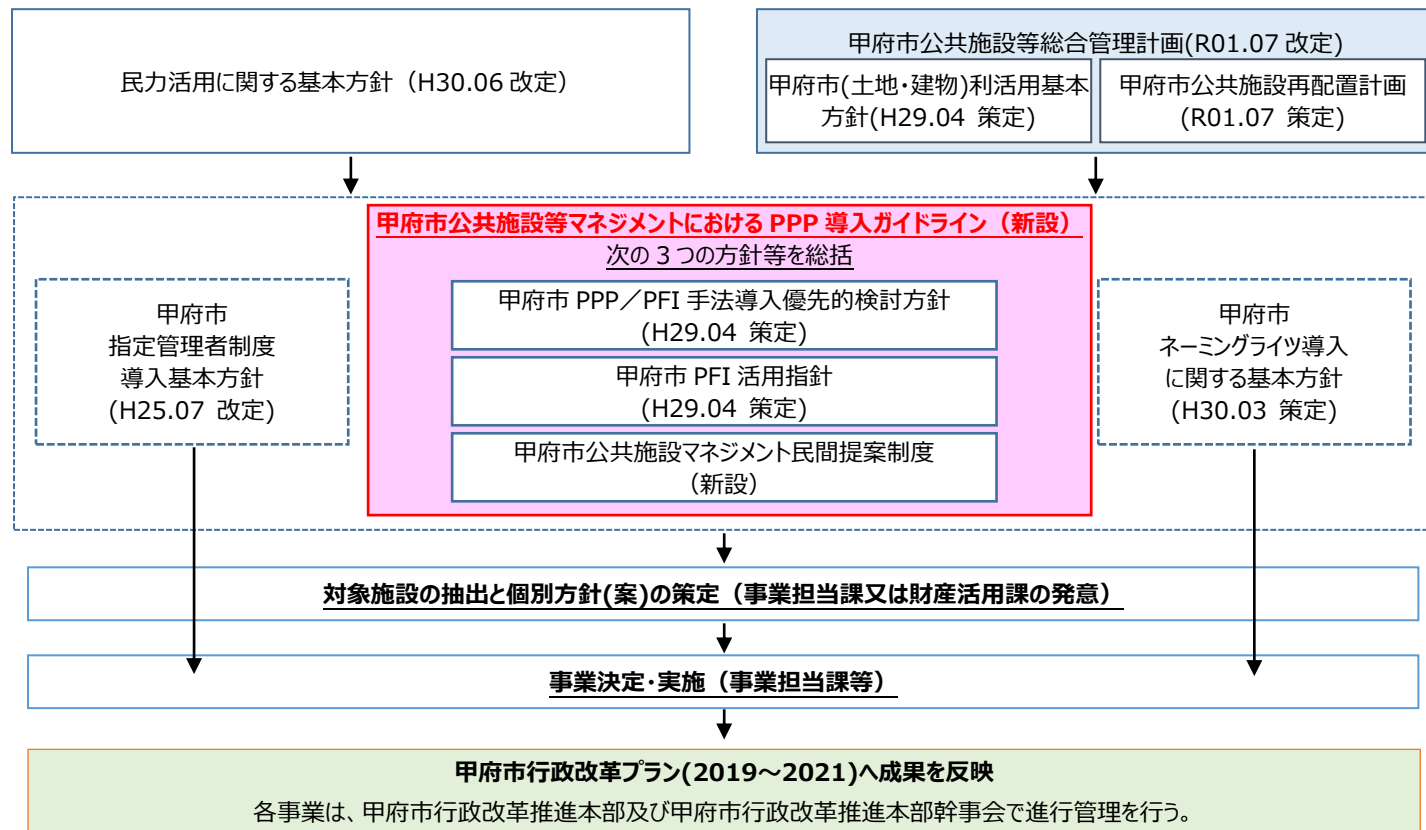


# 甲府市公共施設等マネジメントにおける PPP 導入ガイドライン【概要版】

## 1 ガイドラインの概要

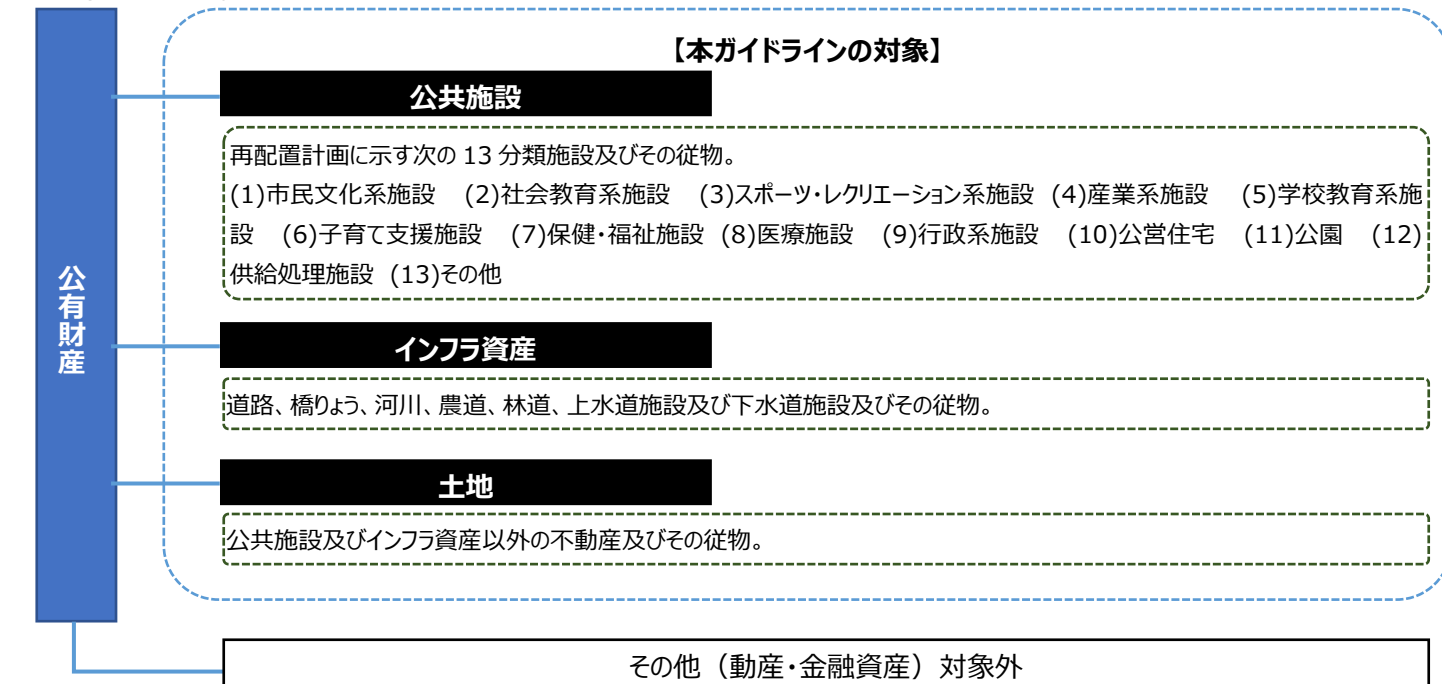
### (1) ガイドラインの目的

本指針は、「民力活用に関する基本方針」や「甲府市公共施設等総合管理計画」等に基づき、民間活力の活用による事業の効率化及び市民サービスの向上を図るため、資産（施設）所管課（以下「事業担当課」という。）等における PPP の積極的な導入を支援する事を目的に策定するものです。



### (2) ガイドラインの対象

本ガイドラインの対象は、甲府市公共施設等マネジメント会議設置要綱に定める公共施設等（公有財産のうち、建物、インフラ資産及び土地）に関する事業とします。



## 2 PPP の概要

### (1) PPP 導入の目的

これまで市が担ってきた公共施設の整備や管理運営の更なる効率化を目的に、主に次の視点から PPP の積極的な導入を推進します。

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ① 経営の視点に立った行財政運営の推進 | ④ 地域経済の活性化 |
| ② 市民サービスの質の向上       | ⑤ 市財政負担の軽減 |
| ③ 民間事業者等の資金・ノウハウの活用 |            |

### (2) PPP 手法

本指針において導入を検討する PPP 手法は、主に次のとおりです。

PPP の選定にあたっては1つの手法に限定せず、複数の手法を組み合わせる等、柔軟な視点で最適な手法を検討することが重要です。

- |                                      |                    |         |          |
|--------------------------------------|--------------------|---------|----------|
| ○ DB方式 (Design Build)                | ○ P-PFI (Park-PFI) | ○ 民設公営  | ○ 民間委託   |
| ○ DBO方式 (Design Build Operate)       | ○ 公民合築方式           | ○ 民設民営  | ○ 包括管理委託 |
| ○ PFI方式 (Private Finance Initiative) | ○ 賃貸借方式            | ○ 民営化   | ○ 公有資産活用 |
| ○ 公共施設等運営権制度 (コンセッション)               | ○ リース方式            | ○ 労働者派遣 | ○ 民間提案制度 |

## 3 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針

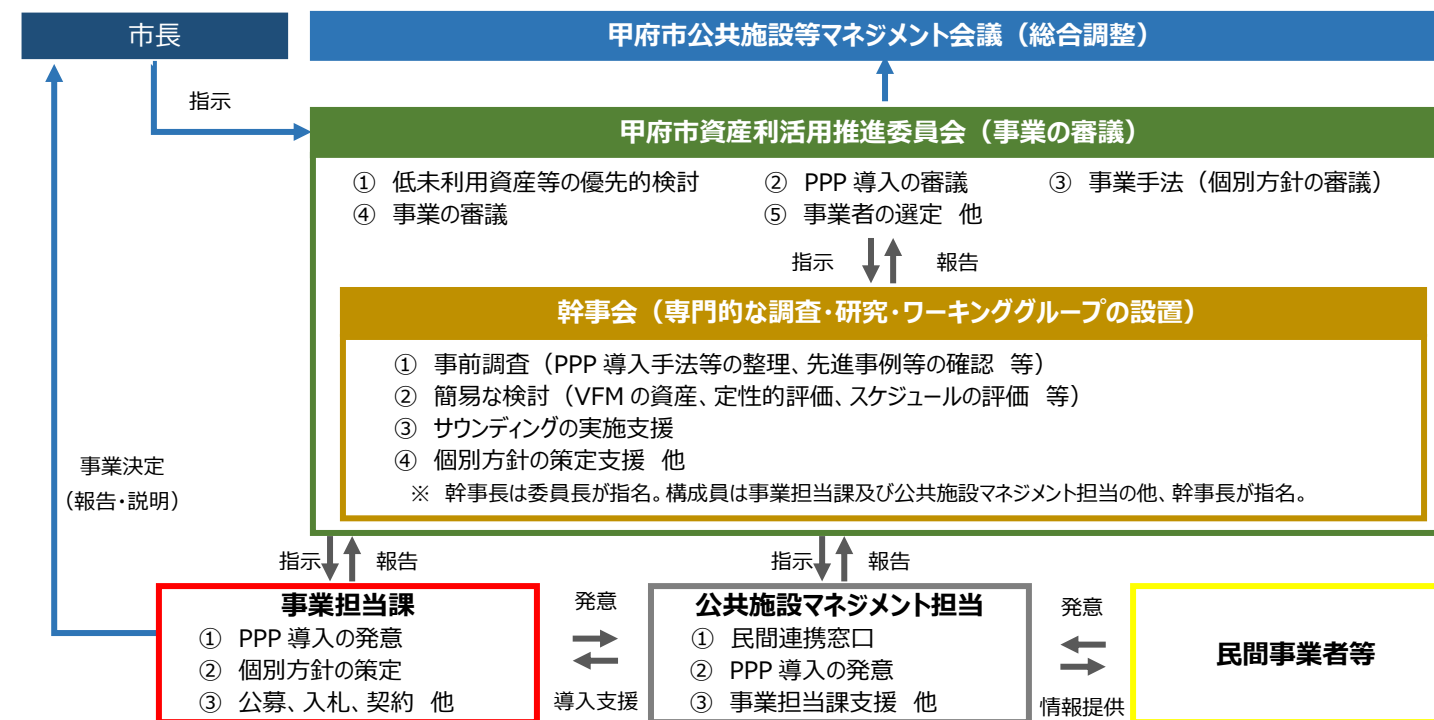
民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで効果が期待できる公共施設整備事業については、原則として PPP/PFI 手法の導入を検討するものとし、次のいずれかの事業費基準を満たすものについては、優先的に検討を行うものとします。

- 事業費の総額が10億円以上（建設、製造又は改修を含む）
- 単年度の事業費が1億円以上（運営等のみ）
- 公共施設等の敷地面積が3,000㎡又は延床面積が1,000㎡以上

## 4 推進体制

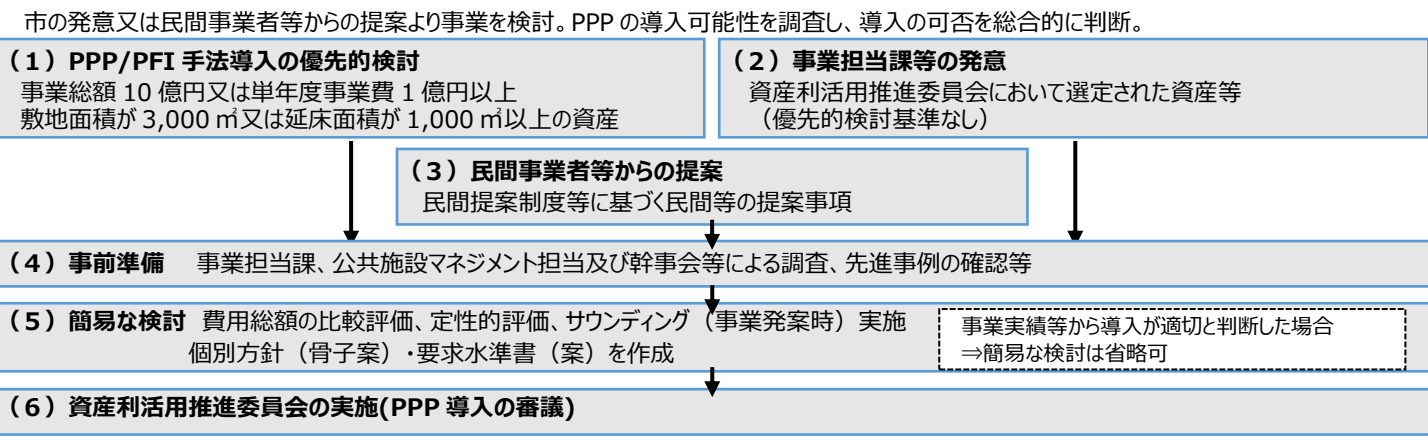
PPP の導入にあたっては、甲府市資産利活用推進委員会（以下「資産利活用推進委員会」という。）で審議し、その上部組織である「甲府市公共施設等マネジメント会議」において総合調整を行うものとします。

なお、事業者選定にあたっては、公平性・透明性を確保するため、事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する場合や、金融、法務等の専門知識を補完するため、外部アドバイザーの支援を委託する場合があります。

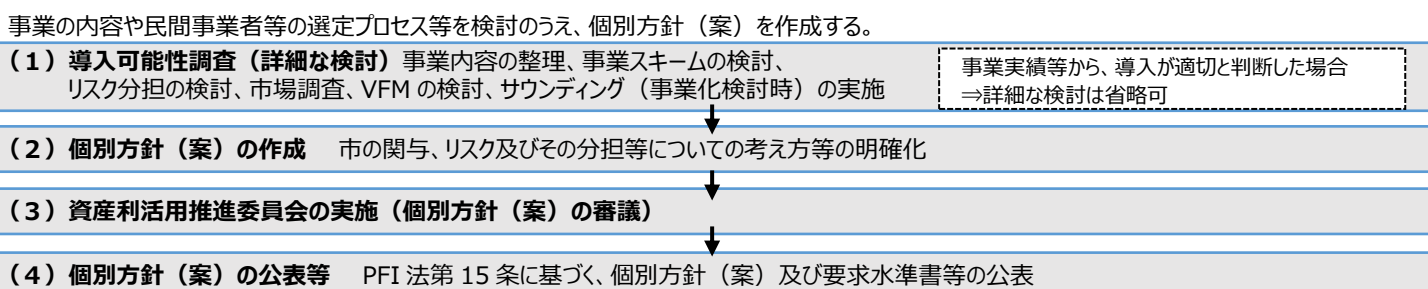


## 5 PPP 事業の実施プロセス

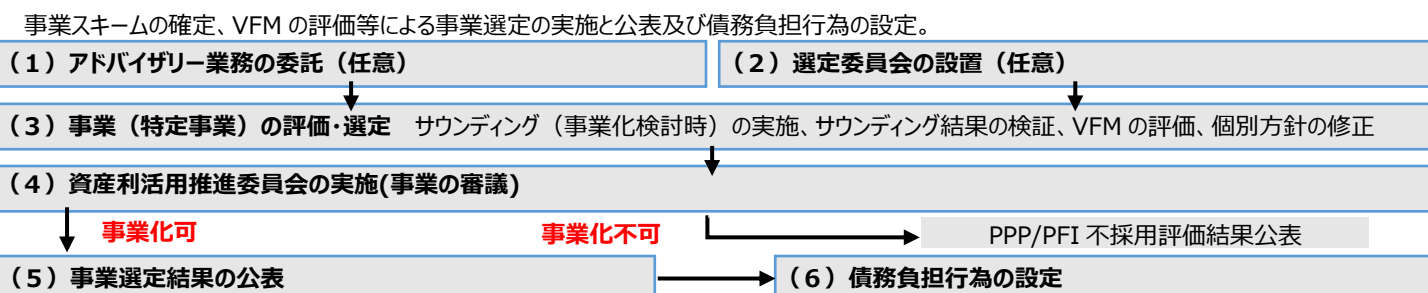
### ☆ステップ1 事業の発案



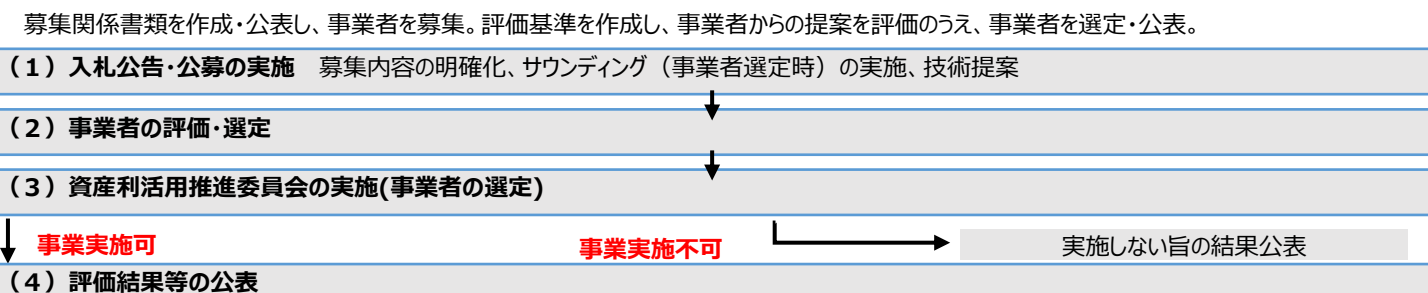
### ☆ステップ2 事業手法等の検討



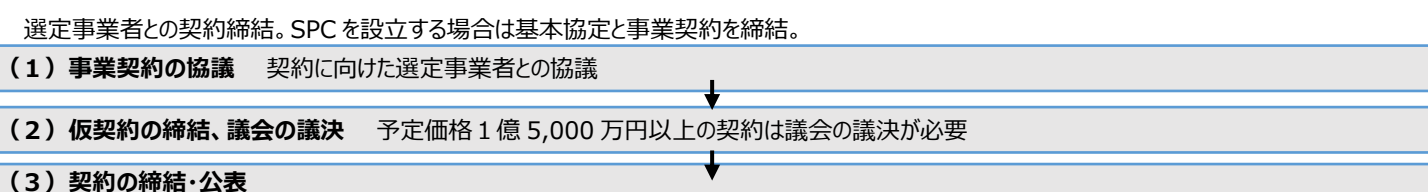
### ☆ステップ3 事業内容の決定



### ☆ステップ4 事業者の選定



### ☆ステップ5 事業契約の締結



### ☆ステップ6 事業の実施

事業者は契約内容に応じたサービスを提供。市はサービスの水準を監視し、契約で定めた水準が満たされていない場合は勧告等を実施。

## 6 官民対話（サウンディング型市場調査）

サウンディングとは、庁内の検討だけでは選択肢が限定的になっていると考えられる場合や、市場性の有無や実現性の高い事業スキームが明確でない場合等において、幅広く民間事業者からアイデアや意見を求め、対話を通じて市場性や民間事業者の参画の可能性を調査・検討するもので、実施する時期等により、大きく次の 3 段階に分類します。

類型(主な選定方法)	概要
① 事業発案段階	事業発案段階のサウンディングでは、市が発意する事業等について意見を聴取するほか、市が気付かない課題や事業化のきっかけを民間の発想から提案してもらいます。
② 事業化検討段階	事業化検討段階のサウンディングでは、事業者の参加意向や事業者がより参加しやすい公募条件を把握するほか、公募への参画意向があるか否か（無の場合はその理由を含む）を確認します。
③ 事業者選定段階	事業者選定段階のサウンディングでは、市が策定した公募要項等への意見聴取のほか、事業発案段階や事業化検討段階で実施したサウンディングの対話結果を再確認するために実施します。

## 7 事業者の選定プロセス

事業者の選定は次の 3 類型をベースに、事業毎に最適な選定方法を検討します。

類型	概要	選定方法
① マーケットサウンディング型	事業案の作成前において、参加事業者を募集し、一定の時間の意見交換・対話を行う個別ヒアリング又はワークショップ等によって、様々なアイデアや意見を把握する調査（マーケットサウンディング）を実施し、事業案の策定及び事業者選定への手続きへ移行する方法。（民間事業者等側のインセンティブなし）	総合評価一般入札方式 又は 公募型プロポーザル方式
② 提案インセンティブ付与型	事業概要を示して、民間事業者のアイデアと工夫を含んだ提案を募集し、提案採用決定後、提案採用事業者に対して公募に向けた条件整理のためのヒアリングを行い、事業者選定の評価において、提案採用事業者へのインセンティブ付与を行う方法。	総合評価一般入札方式 又は 公募型プロポーザル方式
③ 選抜・交渉型	事業リスト又は個別具体の案件を示して、民間事業者のアイデアと工夫を含んだ提案を募集し、提案内容を審査して優先順位付けを行うとともに、事業内容について競争的対話による協議を行い、協議が調った者と契約する方法。	公募型プロポーザル方式

## 8 PFI・9 Park-PFI

制度名	根拠法	事業期間の目安	特徴
① PFI	PFI 法	10～30 年程度	民間の資金、経営能力等を活用した効率的かつ効果的な社会資本の整備、低廉かつ良好なサービスの提供が主な目的。
② Park-PFI	都市公園法	20 年以内	飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

## 10 民間提案制度

持続可能な行財政運営に欠かすことのできない「公民連携」の更なる推進を目指し、民間事業者等からの提案により事業化を検討する「甲府市公共施設等マネジメント民間提案制度（以下「市民間提案制度」という。）」を定めます。

民間提案制度は、公共施設マネジメントに貢献する提案を選定し、採用された提案者との協議によって事業化を図るものです。

事業化が決定した際には、「提案インセンティブ付与型」又は「選抜・交渉型」をベースに、事業者選定を行います。

ただし、協議が成立した場合においても、「予算案件が議会で承認されない等の事由においては、事業化にならない場合もあります。

